

## 鹿沼市教育委員会規則等で定める申請書等の押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、本市教育委員会の規則、規程、告示、要綱、要領その他の規程（以下「規則等」という。）で定める申請書、請求書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 規則等で定める申請書等のうち、教育長が別に定めるものについては、当該規則等の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

附 則

この規則は、令和3年2月19日から施行する。